

低圧電気取扱業務特別教育講習会 (1日コース)

半田市宮路町151番32
一般社団法人半田労働基準協会
TEL (0569) 21-4440
FAX (0569) 21-4441

労働安全衛生規則第36条4号によって、低圧 { 直流 750ボルト以下 } の
{ 交流 600ボルト以下 }

修了者には修了証を
交付します!

- ① 充電電路の敷設(配線等の設置) ② 充電電路の修理
③ 配電盤室、変電室等区画された場所に設置する電路(配線)のうち、充電部分が露出している開閉器(スイッチ)の操作の業務につかせるときは、法令で定める特別教育を修了した者以外の者の就業が禁止されています。※今回の教育では①、②の業務に就くことはできません。

万一、特別教育なしにこれらの業務を取扱わせて感電事故でも発生させると処罰されます。

パートの女性が充電部分のスイッチの操作を誤って感電死亡した事例もあります。

始業時、終業時、スイッチの開閉操作をさせる者には、必ず特別教育修了者に行わせて下さい。

今回、下記により、特別教育を行いますので該当の作業員(臨時に取扱う者も含む)を受講させて下さい。

記

- 1 受講資格 満18才以上
- 2 時 間 8:30~17:15 『日程は年間予定表でご確認ください』
- 3 会 場 日本製鉄㈱名古屋製鉄所 人材育成センター (NSB東海)
(東海市東海町4丁目70番地の1 TEL 052-603-7073)
- 4 会 費 会 員 1名につき 9,200円 (テキスト代、消費税含みます。)
非会員 " 12,200円 (")
- 5 申込方法
 - (1) 当協会(Tel0569-21-4440)までご連絡ください。(締切日前でも定員になり次第切ります)
 - (2) こちらを印刷して下記申込書に必要事項を記入し、当協会(Fax0569-21-4441)までFAXか窓口まで会費を添えてご持参ください。(受付時間:平日9時~12時、13時~17時)
 - (3) 振込ご希望の場合は下記口座までお願いします。(振込手数料は貴社にてご負担ください。)
半田信用金庫、住吉町駅西支店(普通) No.0019928 (一社) 半田労働基準協会 宛

【注意事項】

一旦納付された会費は講習日の7日前までに取消しの手続きを終了された場合を除き一切返却しません。

低圧電気取扱業務特別教育講習会(1日コース)申込書

(月 日) ※ご希望の日程をご記入下さい!

受付番号	氏名(ふりがな)	生年月日(和 暦)

所在地 (〒)

事業場名 電話番号 (- -)

FAX (- -)

(担当者名 所属: 氏名:) 会 員 ・ 非会員